

自動車共済

I. 自動車共済の制度内容 ————— 1

契約タイプ（型）と補償額
補償内容
共済金をお支払いできない主な場合
掛金額
共済期間
等級について
事故があったときの取扱い
各種割引制度

II. 契約について ————— 7

契約できる方
契約の範囲
運転者の年齢条件と主たる被共済者の年齢区分
ご契約後の車の入替について
契約の中断
契約の更新
契約の解約

III. 共済金等の請求について ————— 10

事故にあった場合
共済金のお支払いについて
共済金の先取特権について
ロードサービスについて
指定整備工場について

契約の発効日または更新日が2026年3月1日以降の制度内容です。

この「共済のてびき」は、自動車共済の制度概要を説明したものです。
ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）
をご覧ください、制度内容をご確認ください。

I. 自動車共済の制度内容

契約タイプ（型）と補償額

1. 四輪自動車

車種	契約タイプ	対人賠償	対物賠償 ^(注1)	人身傷害	無共済等自動車傷害
普通自動車・ 小型自動車・ 軽四輪自動車	N型	無制限	無制限	2億円	2億円
	O型	無制限	無制限	1億円	2億円
	S型	無制限	無制限	5,000万円	2億円
	M型	無制限	1,000万円	なし ^(注2)	2億円

(注1) 対物賠償について

N型・O型・S型…対物免責額（自己負担額）はありません。

M型…対物免責額（自己負担額）は「免責なし」または「免責3万円（3万円まで自己負担）」のどちらかです。

(注2) M型に人身傷害の補償はありませんが、自損事故／最高1,500万円、搭乗者傷害／最高1,000万円の補償があります。

※その他の補償として、臨時費用、刑事訴訟弁護士費用があります。また、被害者救済費用特約、対物超過修理費用特約、車両運搬費用等特約、他車運転優先払特約が自動付帯されています。

※任意付帯できる特約として、弁護士費用特約、ファミリーバイク特約があります。さらにN型・O型・S型は搭乗者傷害特約を任意付帯できます。

2. 二輪車

車種	契約タイプ	対人賠償	対物賠償 ^(注3)	自損事故	搭乗者傷害	無共済等自動車傷害
自動二輪車	M型	無制限	1,000万円	1,500万円	1,000万円	2億円
原動機付自転車 ^(注4)	G型	1億円	500万円	1,500万円	なし	1億円

(注3) 対物賠償について

M型…対物免責額（自己負担額）は「免責なし」または「免責3万円（3万円まで自己負担）」のどちらかです。

G型…対物免責額（自己負担額）はありません。

(G型の「免責3万円」の契約は、2006年5月以降新規契約の受付はしていません。)

(注4) 原動機付自転車については、四輪自動車のご契約にファミリーバイク特約を任意付帯する選択肢もあります。詳しくはパンフレットをご確認ください。

※その他の補償として、臨時費用、刑事訴訟弁護士費用があります。また、被害者救済費用特約、対物超過修理費用特約、車両運搬費用等特約、他車運転優先払特約が自動付帯されています。

※任意付帯できる特約として、弁護士費用特約があります。

【ご注意】自動車共済では、ご自身の車の損害は補償されません。別途車両共済（車両保険）のご加入が必要となります

補償内容


1. 主な補償について

補償の種類	支払事由	共済金の限度額				
		N型	O型	S型	M型	G型
相手方への補償	対人賠償	無制限			1億円	
	対物賠償	無制限			1,000万円	5,000万円
ご自身や同乗者の補償	人身傷害	2億円	1億円	5,000万円	× 補償なし	
	自損事故	人身傷害で対応			1,500万円	
	搭乗者傷害	人身傷害で対応			1,000万円	× 補償なし
	無共済等自動車傷害	2億円			1億円	
その他	臨時費用	被害者1名につき 15万円				
	刑事訴訟 弁護費用	実費相当額 (1事故につき 300万円)				

2. 自動付帯特約について

	特約の種類	支払事由	共済金の限度額
自動付帯 (掛金に含まれています)	被害者救済費用特約	ご契約の車の欠陥や不正アクセス等により、人身事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったとき、被害者救済費用共済金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> • 人身事故: 対人賠償の共済金額 • 物損事故: 対物賠償の共済金額
	対物超過修理費用特約	対物事故において相手の車の修理費が時価額を超えると、その超過額を被共済者の過失割合に応じてお支払いします。	1事故1台につき 50万円
	車両運搬費用等特約	<p>被共済者が、ご契約の車のレッカー牽引費用および応急処置費用を負担したときお支払いします。</p> <p>※JAF会員の車両運搬について、JAFのサービスを受ける場合はそのサービス分を超過した費用を補償します。</p> <p>※車両共済（車両保険）にもご加入の場合は「車両運搬費用等特約」は自動解除となり、損害保険ジャパン株式会社のロードアシスタンスサービスの対象となります。</p>	1事故につき 10万円
	他車運転優先払特約	<p>他人の自動車を借りて運転しているときに、対人事故・対物事故・自損事故・搭乗者傷害を起こし損害が生じたとき、共済金をお支払いします。</p> <p>借用自動車が他の自動車保険（共済）を契約している場合でも、借用自動車の自動車保険（共済）に優先してお支払いします。</p> <p>借用自動車がレンタカーの場合は、損害額がレンタカーの自動車保険（共済）で支払われる保険金または共済金の合計額を超過する時、その超過額に対してお支払いします。</p> <p>※借用自動車の車両の損害は補償されません。</p>	

3. 任意付帯特約について（別途掛金が必要です）

	特約の種類	支払事由	共済金の限度額					
任意付帯（別途掛金が必要です）	<p>弁護士費用特約</p> <p>付帯できる契約タイプ（型）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>N</td> <td>O</td> <td>S</td> <td>M</td> <td>G</td> </tr> </table>	N	O	S	M	G	<p>被害事故（自動車事故に限ります）により、被共済者が被った身体の傷害または財物の損壊について、法律上の損害賠償を請求するために教職員共済の同意を得て弁護士費用を支出したとき、お支払いします。</p> <p>また、被害事故にかかり弁護士に対して法律相談を行う場合、教職員共済の同意を得て費用を支出したとき、お支払いします。</p> <p>※この特約を2台目以降のご契約にも付帯する場合、補償の対象が重複することがありますのでご注意ください。</p>	<p>1被害事故につき被共済者1名あたり以下の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士費用共済金：300万円 • 法律相談費用共済金：10万円
	N	O	S	M	G			
	<p>搭乗者傷害特約</p> <p>付帯できる契約タイプ（型）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>N</td> <td>O</td> <td>S</td> </tr> </table>	N	O	S	<p>ご契約の車に搭乗中の方（運転者を含みます）が自動車事故により死傷されたとき、所定の金額をお支払いします。</p> <p>※死亡、後遺障害、後遺障害による要介護、入院院について補償します。</p> <p>※人身傷害と併給します。</p>	<p>1,000万円</p>		
N	O	S						
<p>ファミリーバイク特約 (家族原動機付自転車賠償損害特約)</p> <p>付帯できる契約タイプ（型）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>N</td> <td>O</td> <td>S</td> <td>M</td> </tr> </table> <p>四輪自動車の契約にのみ付帯いただけます </p>	N	O	S	M	<p>主たる被共済者およびそのご家族（同居親族等）が、所有・使用・管理する原動機付自転車（125cc以下）に対人・対物・自損事故が生じたとき、お支払いします。</p> <p>借用原動機付自転車でも事故を起こした場合でも、借用原動機付自転車の保険（共済）に優先してお支払いします。</p> <p>ご家族で何台乗っても掛金は同一です。</p> <p>※ご家族以外の方の使用中に生じた事故は補償の対象になりません。</p> <p>※この特約の対象となる原動機付自転車は、ロードサービスを利用することはできません。</p> <p>※主契約の運転者の年齢条件は適用されません（年齢問わず補償します）。</p> <p>※対物賠償の免責額は主契約と同じです。</p> <p>※この特約を2台目以降のご契約にも付帯する場合、補償の対象が重複することがありますのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 対人賠償：1億円 • 対物賠償：500万円 • 自損事故での傷害：1,500万円 		
N	O	S	M					

共済金をお支払いできない主な場合

○：共済金をお支払いします。 ×：共済金をお支払いできません

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損事故	搭乗者傷害	無共済等 自動車傷害
戦争・革命その他これらに類似する 事変・暴動による損害・傷害	×	×	×	×	×	×
地震・津波・噴火による損害・傷害	×	×	×	×	×	×
台風・洪水・高潮による損害・傷害	×	×	○	○	○	×
無資格運転・飲酒運転・麻薬等運転 による運転者本人の損害・傷害	/	/	×	×	×	×
被共済者の父母・配偶者・子に対する 賠償損害	×	×	/	/	/	/
被共済者の所有・使用・管理する財 物に対する賠償損害	/	×	/	/	/	/

上記は共済金をお支払いできない場合の概要を説明したものです。詳しくは「自動車共済事業規約」、「自動車共済ハンドブック」等でご確認ください。

掛金額

掛金は、被共済自動車の車種区分、適用等級、運転者の年齢条件等により設定されています。掛金お見積り
具体的な掛金は、所属事業所へお問い合わせいただくか、ホームページの見積機能をご利用
ください。なお、掛金の払込み方法は、年払いと月払いがあります。



共済期間

共済期間は、契約の発効日または契約の更新日から1年間です。

※発効日とは、契約を申込んだ日の翌月1日をいいます。ただし契約者があらかじめ申込日の翌日以降を指定したときは、その指定した日の翌月1日が発効日となります（指定した日が1日の場合は、その日が発効日となります）。

※新規契約の効力は、契約を申込んだ日の翌日（契約者があらかじめ申込日の翌日以降を指定したときはその指定した日）の午前零時に発生します。

等級について

ご契約後1年間無事故であれば、翌年は1等級上がりその割引率が適用されます。

他の自動車保険（共済）からの等級を引き継ぐことができます。

等級別掛金率表

等級	割 増					割 引															
	1	2	3	4	5	6	7		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増率 (%)	110	80	60	40	20	5	F	S	30	35	40	45	50	55	56	57	58	59	60	61	62

※「7S」等級が適用されるのは、組合員はじめて割引、セカンドカー割引が適用される場合に限りです。

※事故有係数を適用した等級割引制度は採用していません。そのため事故により等級が下がることがあっても、等級における割引・割増率は事故の有無によって変わることはありません。

※原動機付自転車（G型）の契約は、6等級～14等級です。

※ファミリーバイク特約には適用されません。

事故があったときの取扱い

事故があったときの次回の契約更新については次のとおりです。

等級適用ルール（自動車共済における取扱です）

1 事故で共済金の支払いのある担保種目	減算等級
対人	3 等級
対人・対物	3 等級
対物	3 等級
自損事故	3 等級
無共済等自動車傷害	減算なし
搭乗者傷害	減算なし
人身傷害	減算なし
公務使用中の事故 ^(注1)	据置
通勤中の事故 ^(注2)	据置

(注1) 次の条件をすべて満たした場合は「公務使用」とみなし、等級が据置となります。

- ①被共済者が定款第4条に定める区域に勤務する者であること
- ②被共済者が職務に従事中の事故であること
- ③職務に従事中であったことを証明する書類の提出があること

(注2) 次の条件をすべて満たした場合は「通勤使用」とみなし、等級が据置となります。

- ただし、1 共済期間中 1 回限りの適用となります。
- ①被共済者が定款第4条に定める区域に勤務する者であること
 - ②通勤中の事故であるという所属長の証明があること
 - ③契約タイプがN型、O型、S型で6等級以上であること

※自賠償内解決事故（対人賠償）は、原則として無事故の扱いとなります。

※「減算なし」とは更新時に1等級上がることをいいます。

※「据置」とは更新時に事故前の等級と変わらないことをいいます。

※次の特約のみ使用した場合は、「減算なし」となります。

「被害者救済費用特約」「車両運搬費用等特約」「弁護士費用特約」「ファミリーバイク特約」

各種割引制度

割引制度が適用されるのは四輪自動車に限ります。また、特約掛金は割引の対象となりません。

(1) 組合員はじめて割引（適用等級の優遇）

次の条件をすべて満たすとき、7S 等級（割引率 30%）が適用されます。

1. 直前 13 ヶ月以内に教職員共済または他の損害保険会社等に契約がないこと
2. 契約者、車の所有者、主に運転される方が同一であること
3. 教職員共済に同一車種の契約が他にないこと（普通自動車と小型自動車は同一車種とみなします）。

(2) セカンドカー割引（適用等級の優遇）

次の条件をすべて満たすとき、7S 等級（割引率 30%）が適用されます。

1. 教職員共済または他の損害保険会社等で、すでに契約している車が 11 等級以上を適用されていて、新たに 2 台目以降の車を契約するとき
2. 新契約および 1 台目の車がともに四輪自動車であること

(3) 新車割引（掛金割引）

■ 新車の該当条件

契約（更新）年月が被共済自動車の車検証上の初度登録年月の翌月から起算して 25 ヶ月以内のとき掛金が 10% 割引されます。

※最大で 3 年間割引が受けられます

※「エコカー・福祉車両割引」と重複する場合は「新車割引」を適用します。

(4) エコカー・福祉車両割引（掛金割引）

エコカー・福祉車両については、掛金が 5% 割引されます。

※「新車割引」と重複した場合は「新車割引」を適用します。

■ エコカーの該当条件

ハイブリッド車、電気自動車（EV）、天然ガス自動車、メタノール自動車のいずれかであること

■ 福祉車両の該当条件

車の本体価格が消費税非課税措置の対象であり、かつ次のいずれかであること

- ① 運転補助装置がついている車
- ② 身体障害者 高齢者を輸送する車（車いす乗降仕様車両等）

II. 契約について

契約できる方

教職員共済組合員

契約の範囲

契約できる自動車

次の方が所有する、通勤、通学、買物やレジャーなど家庭用に使用する自家用自動車を最高6台まで被共済自動車としてご契約いただけます。

- ① 契約者
- ② 契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同様とします）
- ③ ①または②の同居親族
- ④ ①または②と生計を一にする別居の未婚^(注1)の子

※お申込時には、「主たる被共済者（ご契約の車を主に運転される方）」を上記①～④の中から1名登録していただきます。

（注1）未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます（以下同様です）。

車種区分

下表に該当する車でもご契約いただけないものがあります。

詳しくは、次項「契約できない自動車」ご確認ください。

用途・車種		総排気量等		車種区分
四輪自動車	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用普通貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通・小型特種用途自動車 ^(注2)	1.50 L 以下		Aクラス
		1.51 L 以上2.50 L 以下		Bクラス
		2.51 L 以上	種別が小型のディーゼル車 その他	Cクラス
	自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用軽四輪特種用途自動車 ^(注2)	—		軽四輪自動車
二輪車	小型二輪車、軽二輪車	126cc以上		自動二輪車
	原動機付自転車（第1種、第2種）	125cc以下		原動機付自転車

< 電気自動車（EV）の車種区分について >

普通または小型の電気自動車は「Aクラス」を適用、軽自動車の電気自動車は「軽四輪自動車」を適用します。

（注2）特種用途自動車は、キャンピング車、身体障害者輸送車、車いす移動車に限ります。

契約できない自動車

- ① 有償で人もしくは貨物を運送する自動車^(注3)
- ② ダンプカー（ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます）
- ③ 危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した自動車をけん引することのある自動車
- ④ 法令に定める規格以外に改造された自動車^(注4)
- ⑤ 乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ⑥ 貨物車で最大積載量が2tを超える自動車

（注3）一般的には白タク、白トラ、運転代行業等の使用自動車のことをいい、人もしくは貨物を対価（料金等）を得て運送することをいいます。

（注4）「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。

お引受できない契約

次に該当する場合は新規のご契約をお引受できません。

- ・ 1～5等級の新規契約
- ・ 他社の前契約において3等級ダウン事故が2回以上あった契約

運転者の年齢条件と主たる被共済者の年齢区分

運転者の年齢条件

- (1) 運転者の年齢条件によって掛金は異なります。「主たる被共済者（ご契約の車を主に運転される方）」「その配偶者」および「これらの方の同居のご親族」の中で**一番若い運転者の年齢**を下記の①～⑤の中からご選択ください。
- (2) 運転者の年齢条件で③～⑤を選択した場合は、「主たる被共済者」が70歳未満か70歳以上かによっても掛金が異なります（自動二輪車のご契約に主たる被共済者の年齢区分はありません）。

(1)

運転者の年齢条件		主たる被共済者の年齢区分
① 年齢問わず補償		
② 21歳以上補償		
③ 26歳以上補償	├	70歳未満
	├	70歳以上
④ 30歳以上補償	├	70歳未満
	├	70歳以上
⑤ 35歳以上補償	├	70歳未満
	├	70歳以上

- ※運転者の年齢条件で②～⑤を選択した場合、年齢条件を満たさない同居のご親族が運転中に生じた事故については、補償の対象となりませんのでご注意ください。
- ※原動機付自転車（G型）のご契約は「年齢問わず補償」となります。
- ※ファミリーバイク特約については、主契約の運転者年齢条件は適用されません（年齢問わず補償します）。

運転者年齢条件の適用範囲

①主たる被共済者またはその配偶者	② ①の同居親族	③ ①②以外の方
年齢条件内で補償		年齢条件を問わず補償

※①または②の方の業務に従事中的使用人は、年齢条件内での補償となります。

ご契約後の車の入替について

被共済自動車を入替える場合は、遅滞なく教職員共済へご連絡ください。

車の入替手続きがない場合、入替後の車について生じた事故に対しては、共済金をお支払いできません。

なお、組合員用マイページでは、自動車共済のご契約変更（車両入替を含みます）がWeb上でお手続き可能です（マイページ登録が必要です）。ぜひご利用ください。

マイページ



次の条件をすべて満たす場合は、車の入替ができます。

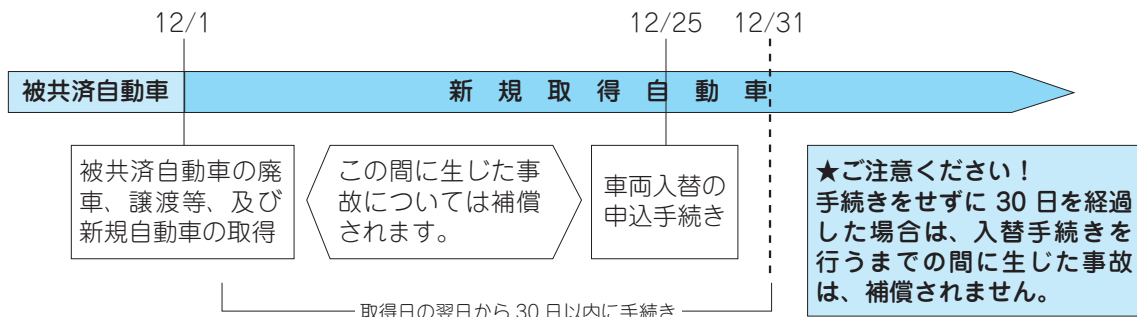
- ①入替後の車の所有者が次に記載する所有者の範囲であること
 - 次の方が所有する通勤、通学、買い物やレジャー等家庭用に使用する家用自動車
 - 契約者
 - 契約者の配偶者
 - IまたはIIの同居親族
 - IまたはIIと生計を一にする別居の未婚の子
- ②入替後の車が新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた車、または①に該当する方が被共済自動車を廃車、譲渡または返還される際すでに所有している車であること
- ③被共済自動車と入替後の車が教職員共済が同一と区分する用途・車種であること

新規取得自動車の特例

被共済自動車が廃車・譲渡等されており、入替後の車がその代替として**新たに取得した車の場合に限り**、取得日の翌日から入替手続きまでに30日間の猶予期間があります。その間に手続きいただければ、入替後の車で手続きまでの間に生じた事故については補償します。

30日を超えてお手続きされた場合は、手続き前に生じた事故は補償されません。

<例> 12月1日に新たに自動車を取得したが車両入替の申込手続きが12月25日となった場合



契約の中断

被共済自動車の廃車・譲渡、主たる被共済者の海外勤務などにより、一時的にご契約を中断する場合は、所属事業所までご連絡ください。一定の条件を満たす場合は、中断後に新契約を締結する際、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。

契約の更新

原則として満期となる時点で特にお申し出がない場合は、契約は更新日（契約満了日の翌日）に自動更新します。ただし次に該当する場合は、更新契約をお引受できません。

- 前契約において悪質運転事故があった契約
- 前契約に1回以上事故を起こし、かつ、更新後に1～2等級が適用される契約
- 更新後の等級に関わらず、前契約において3回以上事故を起こした契約

※「事故」とは3等級ダウン事故をいいます。

※「悪質運転事故」とは、法令に定められた運転資格を持たない状態での運転、飲酒運転、麻薬等運転、ひき逃げ、当て逃げによる事故をいいます。

更新時に、被共済自動車の所有者、主たる被共済者が次に該当する場合は、ご契約を継続することができません。必ずお手続きください。

- ① 契約者または契約者の配偶者と生計を一にする別居の未婚の子が就職、結婚などにより別生計となった場合
- ② 契約者または契約者の配偶者の同居親族が別居となった場合 など

※この契約に適用される事業規約等（改正が行われた場合は当該改正後のものをいいます）の定めるところにより、更新後の契約について、掛金その他の契約内容を変更する場合があります。

契約の解約

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書類にてお手続きください。解約の効力は所定の書類に記載の解約の日または所定の書類が教職員共済に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じます。

※解約時に未経過掛金がある場合は月割で返戻します。

Ⅲ. 共済金等の請求について

事故にあった場合

事故連絡は、夜間・休日を問わずに 365 日 24 時間受け付けております。連絡の際にはフリーダイヤル (0120 - 492509) をご利用ください。

共済金請求の権利を行使できる時から 3 年を過ぎてもご請求がない場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

事故がおきたら事故連絡の前に次のことを行ってください

- すぐに被害者を救護し、後続事故発生の防止に努める。
- 必ず警察に事故の届出を行う。
- 事故現場で「私がすべて悪い」や「すべて弁償する」等の発言は慎しみ「教職員共済が専門的な立場から誠意ある解決策をはかってくれると思います」といった趣旨の発言に留める。
- 目撃者を見つけて証言の依頼をする。
- 事故現場の状況を正確に把握する。
- 記憶のうすれないうちに事故状況をメモする。
- 相手方の住所、名前、電話番号、入・通院先などを確認する。

共済金のお支払いについて

原則として必要な請求書類および証拠が教職員共済に到着した日の翌日から 30 日以内に共済金をお支払いします。ただし特別な照会または調査等が必要な場合は、その旨を受取人にご通知したうえで、お支払いまでの期間を延長することがあります。

共済金の先取特権について

自動車共済の被共済者となっている加害者が、共済事故が発生した後に破産してしまったような場合にも、共済金請求権に対して先取特権を認めることで、被害者が他の債権者よりも優先して共済金を受取ることができます。

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる共済金は、損害賠償請求権者（被害者）が優先して受取る権利があります（先取特権）。
- (2) 被共済者から対人事故または対物事故にかかる共済金の支払い請求があった場合、次のいずれかに該当する場合に限り、共済金をお支払いします。
 - ①被共済者が損害賠償請求権者（被害者）に対して損害賠償を行った場合。ただし、賠償を行った金額が限度となります。
 - ②被共済者が損害賠償請求権者（被害者）に対して損害賠償をする前に、教職員共済が被共済者に共済金をお支払いすることを損害賠償請求権者（被害者）が承諾した場合。ただし、損害賠償請求権者（被害者）の承諾した金額が上限となります。
- (3) 対人賠償および対物賠償にかかる共済金請求権（費用に対する共済金請求権を除く）について、第三者への譲渡・質権の目的とすること、差し押さえることはできません。

ロードサービスについて

ご契約の車が、事故・故障で走行不能となった場合、次のサービスが受けられます（一部の島を除きます）。サービスを受ける際には、フリーダイヤル (0120-492509) までご連絡ください。

<車両運搬・応急処置サービス>車両運搬費用等特約／自動付帯
被共済者が、契約車両のレッカー牽引費用および応急処置費用を負担した場合、1 事故につき 10 万円を限度として補償します。
※ JAF 会員の車両運搬について、JAF のサービスを受ける場合はそのサービス分を超過した費用を補償します。
<燃料お届けサービス>
ガス欠時に 10L までの燃料を無料でお届けします。
※ 1 共済期間中 1 回かぎりのサービスです。

※車両共済（車両保険）にもご加入の場合は「車両運搬費用等特約」は自動解除となり、損害保険ジャパン株式会社のロードアシスタンスサービスの対象となります。

ロードサービスの詳細につきましては、ホームページ等をご確認ください。
<https://www.kyousyokuin.or.jp/products/car/roadservice.html>

ロードサービス



指定整備工場について

指定整備工場とは教職員共済と提携している自動車整備工場です。組合員の自動車整備、修理、車検等が受けられます。

※一部、指定整備工場が整備されていない地域があります。